

2001年8月3日

サイボウズ株式会社
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14
後楽森ビル18階
URL <http://cybozu.co.jp/>
E-mail info@cybozu.co.jp

最高経営責任者 高須賀 宣
最高技術責任者 畑 慎也
最高執行責任者 青野 慶久
最高財務責任者 山田 理

サイボウズ株式会社、悪質な模倣をしているとして株式会社ネオジャパン社を提訴

サイボウズ株式会社（東京都文京区 最高経営責任者 高須賀 宣）は、弊社のグループウェア「サイボウズ Office」を悪質に模倣していると思われる製品を製造等する株式会社ネオジャパン（神奈川県横浜市都筑区 最高経営責任者 斎藤 章浩）に対し、著作権法及び不正競争防止法に基づき、同社製品（「i Office2000」バージョン2.43及び「i Office V3」）の頒布や使用許諾の差止めなどを求める訴訟を8月3日（金）に提起したことを発表します。

注：※1 2001年6月13日に発表「株式会社ネオジャパン社に対する差止請求仮処分決定に関するお知らせ」は、本リリースの末尾にある弊社のホームページをご参照ください。

弊社を含め、ソフトウェア産業に携わる企業にとって最も大切なことは、自らの努力で新たな価値を創造しソフトウェア業界の健全な発展に寄与することだと考えております。今回提訴に踏み切ったのは、株式会社ネオジャパンの製品画面や階層構造が当社の製品に非常に似ているだけでなく、HTMLプログラム等に不自然な相似点があることを確認し、それが悪質な模倣であると判断したためです。

注：※2 具体的な点については、本リリースの末尾にある参考資料をご参照ください。

同社に対して話し合いによる解決を求めてまいりましたが、誠意ある対応を得ることができなかったため、2001年1月、やむなく仮処分の申し立てを行いました。同年6

月にほぼ弊社の主張を認める仮処分決定を頂いた後も、株式会社ネオジャパンはこれを無視して同社製品の使用許諾を続けております。

弊社がなぜ株式会社ネオジャパンの製品について権利侵害を指摘したかといいますと、それは、同社が弊社製品を悪質に模倣していると判断したからです。つまり、弊社を含め、製品を調査研究し、新たな価値を創造して業界の更なる発展に寄与していくことは歓迎されて良いと思いますが、デッドコピーに近い悪質な模倣についてはきちんとした対応がなされなければならないと考えております。

今回のような悪質な模倣及び無断複製行為を認めてしまうことは、ソフトウェアメーカーの製品開発に悪影響を及ぼすだけにとどまらず、最終的にはエンドユーザーに多大な損害を及ぼすことを危惧したため、司法の積極的な判断を求めたものです。

※1 「株式会社ネオジャパン社に対する差止請求仮処分決定に関するお知らせ」
<http://cybozu.co.jp/company/news/20010612.html>

※2 参考資料

以下のような点から、株式会社ネオジャパンの製品を悪質な模倣と判断しました。

詳しくは、下記ページでも説明しております。

<http://cybozu.co.jp/company/info/pr/suit20010731.html>

1.個々の表示画面のコピー

株式会社ネオジャパンの製品の画面表示は、色使いや若干の変更を加えただけで「サイボウズ・オフィス」の画面表示をそのまま真似ており実質的に同じです。

2.HTMLプログラム部分のデッドコピー

株式会社ネオジャパンの製品の画面表示のためのHTMLソースプログラムは、その一部分が「サイボウズ・オフィス」をカットアンドペーストして作成されております。この部分は「サイボウズ・オフィス」のデッドコピーであり、これがアイ・オフィスの当初バージョンである1.0から現バージョンに至るまで使用されております。

3.画像部分のデッドコピー

アイ・オフィスに利用されているアイコンの一部は、当初バージョンの1.0から現バージョンに至るまで、MD5関数による比較や作成日付による比較を行うと、完全なデッドコピーとなっております。

4.データ格納形式のデッドコピー

株式会社ネオジャパンの製品において扱われるデータ格納形式は、その大部分が弊社のそれと同一です。特に、引数名や引数配列は、プログラマーが自由に決めるもので、多くが類似する可能性はまれで、デッドコピーした可能性が極めて高いものと思われます。

《本件に関するお問い合わせ先》

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>
〒112-0004
東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル18階
マーケティング部 広報グループ
久保田美香子 ad@cybozu.co.jp